

平成29年度 集団指導資料 (地域密着型サービス編) 別冊資料

- ・(介護予防)小規模多機能型居宅介護
- ・看護小規模多機能型居宅介護

目次

・介護報酬改定関連 社保審一介護給付等分科会 第158号(H30.1.26)資料 1
・変更届(必要書類・提出方法) 41
・体制届(必要書類・提出方法) 45
・介護保険事故報告集計分析結果 53
・居宅サービス計画について 55
・福祉用具貸与に係る様式変更について 56

平成30年3月

岡山市保健福祉局 事業者指導課

岡山市保健福祉局 事業者指導課ホームページ(運営:岡山市)

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasideou/jigyousyasideou_00003.html

平成30年度介護報酬改定における 各サービス毎の改定事項について

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、算定要件等は主なものを掲載しています。
詳細については、関連の告示等を御確認ください。

目次

1. 訪問介護	2
2. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	13
3. 夜間対応型訪問介護	23
4. 訪問入浴介護	29
5. 訪問看護	34
6. 訪問リハビリテーション	44
7. 居宅療養管理指導	60
8. 通所介護・地域密着型通所介護	66
9. 療養通所介護	77
10. 認知症対応型通所介護	83
11. 通所リハビリテーション	91
12. 短期入所生活介護	107
13. 短期入所療養介護	122
14. 小規模多機能型居宅介護	132
15. 看護小規模多機能型居宅介護	139
16. 福祉用具貸与	153
17. 居宅介護支援	159
18. 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	171
19. 認知症対応型共同生活介護	184
20. 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	195
21. 介護老人保健施設	218
22. 介護療養型医療施設	238
23. 介護医療院	252
24. 口腔・栄養	275
25. 地域区分	283

14. 小規模多機能型居宅介護

14. 小規模多機能型居宅介護

改定事項

- ① 生活機能向上連携加算の創設
- ② 若年性認知症利用者受入加算の創設
- ③ 栄養改善の取組の推進
- ④ 運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑤ 代表者交代時の開設者研修の取扱い
- ⑥ 介護職員処遇改善加算の見直し

14. 小規模多機能型居宅介護 ①生活機能向上連携加算の創設

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

○ 自立支援・重度化防止に資する介護を推進するため、新たに生活機能向上連携加算を創設する。

単位数

<現行>
なし

<改定後>

⇒
生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位/月 (新設)
生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位/月 (新設)

算定要件等

○生活機能向上連携加算(Ⅰ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師からの助言(アセスメント・カンファレンス)を受け、助言を受けた上で、介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成(変更)すること
- ・ 当該理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場において、又はICTを活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うことを定期的に行うこと

○生活機能向上連携加算(Ⅱ)

- ・ 訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設(原則として許可病床数200床未満のものに限る。)の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が利用者宅を訪問し身体状況等の評価(生活機能アセスメント)を共同で行うこと
- ・ 介護支援専門員が生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画を作成すること

14. 小規模多機能型居宅介護 ②若年性認知症利用者受入加算の創設

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、小規模多機能型居宅介護にも創設する。

単位数

○小規模多機能型居宅介護

<現行>
なし

<改定後>

若年性認知症利用者受入加算 800単位/月 (新設)

⇒

○介護予防小規模多機能型居宅介護

<現行>
なし

<改定後>

若年性認知症利用者受入加算 450単位/月 (新設)

⇒

算定要件等

○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

14. 小規模多機能型居宅介護 ③栄養改善の取組の推進

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）
※6月に1回を限度とする

算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

14. 小規模多機能型居宅介護 ④運営推進会議の開催方法の緩和

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
 - i 利用者及び利用者家族については匿名とすると、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

14. 小規模多機能型居宅介護 ⑤代表者交代時の開設者研修の取扱い

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されおらず、研修を受講できずに代表者に就任できないケースがあることから、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。
 - 一方で、新規に事業者が事業を開始する場合には、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

14. 小規模多機能型居宅介護 ⑥介護職員処遇改善加算の見直し

概要

※介護予防小規模多機能型居宅介護を含む

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、要件の一部を満たさない事業者に対し、減算された単位数での加算の取得を認める区分であることや、当該区分の取得率や報酬体系の簡素化の観点を踏まえ、これを廃止することとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。
- その間、介護サービス事業所に対してはその旨の周知を図るとともに、より上位の区分の取得について積極的な働きかけを行うこととする。

算定要件等

- 介護職員処遇改善加算 (IV) 及び (V) については、別に厚生労働大臣が定める期日 (※) までの間に限り算定することとする。
- ※ 平成30年度予算案に盛り込まれた「介護職員処遇改善加算の取得促進支援事業」により、加算の新規の取得や、より上位の区分の取得に向けて、事業所への専門的な相談員 (社会保険労務士など) の派遣をし、個別の助言・指導等の支援を行うとともに、本事業の実施状況等を踏まえ、今後決定。

(参考) 介護職員処遇改善加算の区分

加算(I) (月額3万7千円相当)	加算(II) (月額2万7千円相当)	加算(III) (月額1万5千円相当)	加算(IV) (加算(III)×0.9)	加算(V) (加算(III)×0.8)
キャリアパス要件 I 及び II 及び III + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 及び II + 職場環境等要件を満たす(平成27年4月以降実施する取組)	キャリアパス要件 I 又は II + 職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II 職場環境等要件 のいずれかを満たす	キャリアパス要件 I キャリアパス要件 II 職場環境等要件 のいずれも満たさず

(注) 「キャリアパス要件 I」…職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
 「キャリアパス要件 II」…資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
 「キャリアパス要件 III」…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期昇給を判定する仕組みを設けること
 「職場環境等要件」…賃金改善以外の処遇改善を実施すること
 ※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

15. 看護小規模多機能型居宅介護

15. 看護小規模多機能型居宅介護

改定事項

- ① 医療ニーズへの対応の推進
- ② ターミナルケアの充実
- ③ 訪問（介護）サービスの推進
- ④ 若年性認知症利用者受入加算の創設
- ⑤ 栄養改善の取組の推進
- ⑥ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化
- ⑦ 指定に関する基準の緩和
- ⑧ サテライト型事業所の創設
- ⑨ 運営推進会議の開催方法の緩和
- ⑩ 事業開始時支援加算の廃止
- ⑪ 代表者交代時の開設者研修の取扱い
- ⑫ 介護職員処遇改善加算の見直し

15. 看護小規模多機能型居宅介護

①医療ニーズへの対応の推進（看護体制強化加算の見直し）

概要

○ 医療ニーズに対応できる介護職員との連携体制やターミナルケアの体制をさらに整備する観点から、看護小規模多機能型居宅介護の訪問看護体制強化加算について、ターミナルケアの実施及び介護職員等による喀痰吸引等の実施体制を新たな区分として評価する。
その際、加算の名称について、訪問看護体制以外の要件を追加することから、「看護体制強化加算」へと改める。

単位数

<現行> 訪問看護体制強化加算 2500単位/月 ⇒ <改定後> 看護体制強化加算(I) 3000単位/月 (新設)
看護体制強化加算(II) 2500単位/月

算定要件等

- 看護体制強化加算(I)(II)共通
- ・主治の医師の指示に基づく看護サービスを提供した利用者割合80%以上（3月間）（変更なし）
 - ・緊急時訪問看護加算の算定者割合50%以上（3月間）（変更なし）
 - ・特別管理加算の算定者割合20%以上（3月間）（変更なし）
- 看護体制強化加算(I)
- ・ターミナルケア加算の算定者1名以上（12月間）（新設）
 - ・登録特定行為事業者又は登録喀痰吸引等事業者として届出していること（新設）
- 看護体制強化加算(I)(II)共通
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者によって、(I)又は(II)を選択的に算定することはできず、当該看護小規模多機能型居宅介護事業所においていれか一方のみを届出すること

15. 看護小規模多機能型居宅介護

①医療ニーズへの対応の推進（緊急時訪問看護加算の見直し）

概要

- 中重度の要介護者の在宅生活を支える体制をさらに整備するため、24時間体制のある看護小規模多機能型居宅介護事業所の体制について評価を行うこととする。

単位数

＜現行＞ 540単位／月 ⇒ 574単位／月
＜改定後＞

緊急時訪問看護加算

算定要件等

- 利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡できる体制にあって、かつ計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限る。）に算定（変更なし）

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ②ターミナルケアの充実

概要

- 看取り期における本人・家族との十分な話し合いや訪問看護と他の介護関係者との連携を更に充実させる観点から、「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取組を行うことを明示することとする。【通知改正】

算定要件等

- ターミナルケア加算の要件として、下の内容等を通知に記載する。
 - ・ 「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応すること。
 - ・ ターミナルケアの実施にあたっては、他の医療及び介護関係者等と十分な連携を図るよう努めること。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ③訪問（介護）サービスの推進

概要

○ 小規模多機能型居宅介護の訪問体制強化加算に準じ、訪問を担当する従業者を一定程度配置し、1ヶ月あたり延べ訪問回数が一定以上の事業所に対する評価として訪問体制強化加算を創設するとともに、当該加算については区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。ただし、対象となる訪問サービスについては、看護師等による訪問（看護サービス）は含まないものとする。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

訪問体制強化加算 1000単位/月（新設）

算定要件等

○次に掲げる基準のいずれにも適合すること。（本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。）

・訪問サービス（※1）の提供に当たるとする常勤の従業者（※2）を2名以上配置

・全ての登録者に対する訪問サービスの提供回数が延べ200回/月以上

・看護小規模多機能型居宅介護事業所が同一建物に集合住宅を併設する場合は、登録者のうち同一建物居住者以外の者の占める割合が100分の50以上

※1 保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、「看護師等」という。）が、主治医の指示に基づき提供する看護サービスの提供を除外する。

※2 看護師等を除く。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ④若年性認知症利用者受入加算の創設

概要

○ どのサービスでも認知症の方に適切なサービスが提供されるように、現在、通所介護や認知症対応型共同生活介護に設けられている若年性認知症利用者受入加算について、看護小規模多機能型居宅介護にも創設する。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

若年性認知症利用者受入加算 800単位/月

算定要件等

○ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めていること。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑤栄養改善の取組の推進

概要

- 管理栄養士以外の介護職員等でも実施可能な栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合の評価を創設する。

単位数

<現行>
なし

⇒

<改定後>

栄養スクリーニング加算 5単位/回（新設）
※6月に1回を限度とする

算定要件等

- サービス利用者に対し、利用開始時及び利用中6か月ごとに栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に係る情報（医師・歯科医師・管理栄養士等への相談提言を含む。）を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定する。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑥中山間地域等に居住する者へのサービス提供の強化

概要

○ 中山間地域等に居住している利用者へのサービス提供を充実させる観点から、小規模多機能型居宅介護等の他の地域密着型サービスに準じて、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算を創設する。
また、他のサービスの加算については、区分支給限度基準額の算定に含めないこととする。

単位数

<現行> ⇒ <改定後>
なし ⇒ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 所定単位数に5/100を乗じた単位数（新設）

算定要件等

○ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域（※）に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合に算定（本加算は、区分支給限度基準額の算定に含めない。）

※別に厚生労働大臣が定める地域

- ①離島振興対策実施地域／②奄美群島／③豪雪地帯及び特別豪雪地帯／④辺地／⑤振興山村／
- ⑥小笠原諸島／⑦半島振興対策実施地域／⑧特定農山村地域／⑨過疎地域／
- ⑩沖縄振興特別措置法に規定する離島

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑦指定に関する基準の緩和

概要

- サービス供給量を増やす観点から、診療所からの参入を進めるよう以下のとおり基準を緩和する。
- ア 設備について、宿泊室については、看護小規模多機能型居宅介護事業所の利用者が宿泊サービスを利用できない状況にならないよう、利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床を届け出ること
- イ 可能とする。【省令改正】
- イ 現行、看護小規模多機能型居宅介護の指定を受けるためには、法人であることが必要であるが、医療法の許可を受けて診療所を開設している者も認めることとする。【省令改正】

基準

○アについて
＜現行＞
なし

＜改定後＞

⇒
看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合、当該看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。（新設）

○イについて
＜現行＞
看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるにあたっては法人であること。

＜改定後＞

⇒
看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けるにあたっては、法人又は病床を有する診療所を開設している者であること。

その他

- 以下の内容等を通知に記載する。
 - ・ 現行の宿泊室の基準のほか、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合については、診療所の病床を宿泊室とすることは差し支えないが、当該病床のうち1病床以上は利用者の専用のものとして確保しておくこと
 - ・ 診療所の病床を宿泊室とする場合において、利用者が当該診療所に入院する場合には、入院に切り替える理由や、利用者の費用負担等について十分に説明すること。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑧サテライト型事業所の創設（その1）

概要

- サービス供給量を増やす観点及び効率化を図る観点から、サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下、「サテライト看多機」とする。）の基準を創設する。サテライト看多機の基準等については、サテライト型小規模多機能型居宅介護（以下、「サテライト小多機」と）と本体事業所（小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護（以下、「看多機」とする。））の関係に準じるものとする。【省令改正】

改定後の基準

- サテライト小多機の基準に準じ、代表者・管理者・介護支援専門員・夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等により、サテライト看多機に配置しないことができる。
- 本体事業所はサテライト事業所の支援機能を有する必要があることから、サテライト看多機の本体事業所は看多機事業所とし、24時間の訪問（看護）体制の確保として緊急時訪問看護加算の届出事業所に限定する。
- サテライト看多機においても、医療ニーズに対応するため、看護職員の人数については常勤換算1.0人以上とする。
- 本体事業所及びサテライト看多機においては、適切な看護サービスを提供する体制にあるものとして訪問看護体制減算を届出していないことを要件とし、当該要件を満たさない場合の減算を創設する。
- 訪問看護ステーションについては、一定の要件を満たす場合には、従たる事業所（サテライト）を主たる事業所と含めて指定できることとなっていることから、看多機についても、本体事業所が訪問看護事業所の指定を合わせて受けている場合には、同様の取扱いとする。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑧サテライト型事業所の創設 (その2)

概要

○ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算 (※) の届出をしている場合に算定するサテライト体制未整備減算を創設する。

単位数

<現行> なし ⇒ <改定後> サテライト体制未整備減算 所定単位数の97/100を算定 (新設)

算定要件等

○ サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本体事業所である看護小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所において、訪問看護体制減算 (※) の届出をしている場合に算定

※ 訪問看護体制減算 : -925~-2,914単位/月 (イ~ハのいずれの要件にも適合する場合)

イ 主治医の指示に基づく看護サービスを提供した利用者数の割合 30%未満

ロ 緊急時訪問看護加算を算定した利用者数の割合 30%未満

ハ 特別管理加算を算定した利用者数の割合 5%未満

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑨運営推進会議の開催方法の緩和

概要

- 運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、現在認められていない複数の事業所の合同開催について、以下の要件を満たす場合に認めることとする。【通知改正】
 - i 利用者及び利用者家族については匿名とすなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - ii 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - iii 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき運営推進会議の開催回数の半数を超えないこと。
 - iv 外部評価を行う運営推進会議は、単独開催で行うこと。

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑩事業開始時支援加算の廃止

概要

- 事業開始時支援加算については、平成27年度介護報酬改定において平成29年度末までとして延長されているが、平成29年度介護事業経営実態調査の結果を踏まえ、予定通り廃止する。

単位数

事業開始時支援加算

＜現行＞	⇒	＜改定後＞
500単位/月		なし（廃止）

15. 看護小規模多機能型居宅介護 ⑩代表者交代時の開設者研修の取扱い

概要

- 看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者（社長・理事長等）については、当該代表者が保健師若しくは看護師でない場合には、認知症対応型サービス事業開設者研修を修了している者であることが必要であるが、代表者交代時に研修が開催されず、研修を受講できずに代表者に就任できないうえに、代表者交代時から、代表交代時においては、半年後又は次回研修日程のいずれか早い日までに修了すれば良いこととする。
- 一方、新規に事業者が事業を開始する場合には、事前の準備期間があり、代表交代時のような支障があるわけではないため、代表者としての資質を確保する観点から、原則どおり、新規指定時において研修を修了していることを求めることとする。【通知改正】

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

：平成30年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費

- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準に満たない場合 又は	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (10,320 単位) 要介護2 (15,167 単位) 要介護3 (22,062 単位) 要介護4 (24,350 単位) 要介護5 (26,849 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (9,298 単位) 要介護2 (13,665 単位) 要介護3 (19,878 単位) 要介護4 (21,939 単位) 要介護5 (24,191 単位)			
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565 単位) 要介護2 (632 単位) 要介護3 (700 単位) 要介護4 (767 単位) 要介護5 (832 単位)				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)					
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算)			
		(2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)			
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)			
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (1月につき 900単位を加算)			
		(2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (1月につき 700単位を加算)			
		(3) 看護職員配置加算(Ⅲ) (1月につき 480単位を加算)			
ト 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)			
チ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
リ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヌ 生活機能向上連携加算		(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位)			
		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 1200単位)			
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
エ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
		(2) ロを算定している場合 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)			
コ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計		
		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)			
		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)			
		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)			
		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,403 単位)	×70/100	×70/100	×70/100
		要支援2 (6,877 単位)			
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,066 単位)			
		要支援2 (6,186 単位)			
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (419 単位)			
		要支援2 (524 単位)			
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)			
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)			
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)			
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)				
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)				
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))			
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 840単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合				
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)					
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)			注 所定単位は、イからテまでにより算定した単位数の合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

：平成30年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
 - 2 夜間対応型訪問介護費
 - 2-2 地域密着型通所介護費
 - 3 認知症対応型通所介護費
 - 4 小規模多機能型居宅介護費
 - 5 認知症対応型共同生活介護費
 - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
 - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 8 複合型サービス費

- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
 - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
 - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
 - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

8 複合型サービス費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サービス提供体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の居住介護等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により要員に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の方に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (17,268単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24,274単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27,531単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (31,141単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (15,558単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21,871単位)						-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24,805単位)						-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (28,058単位)						-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)	要介護1 (565単位)									
	要介護2 (632単位)									
	要介護3 (700単位)									
	要介護4 (767単位)									
	要介護5 (832単位)									

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ) (1月につき 500単位を加算)
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 800単位を加算)
ヘ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))
ト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 600単位を加算)
チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 574単位を加算)
リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 特別管理加算(Ⅰ) (1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ) (1月につき 250単位を加算)
ヌ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 2,000単位を加算)
ル 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 2,500単位を加算)
ヲ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)
ワ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 1,000単位を加算)

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 600単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)
	(2) ロを算定している場合
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)	
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)	

ヨ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×102/1000)
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×74/1000)
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×41/1000)
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)×90/100)
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)×80/100)

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>別表</p> <p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>8,267単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>12,915単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>19,714単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>24,302単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>29,441単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,666単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,114単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,793単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,242単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,690単位</u></p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建</p>	<p>別表</p> <p>指定地域密着型サービス介護給付費単位数表</p> <p>1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費</p> <p>イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)</p> <p>(1) 訪問看護サービスを行わない場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>5,658単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>10,100単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>16,769単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>21,212単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>25,654単位</u></p> <p>(2) 訪問看護サービスを行う場合</p> <p>(一) 要介護1 <u>8,255単位</u></p> <p>(二) 要介護2 <u>12,897単位</u></p> <p>(三) 要介護3 <u>19,686単位</u></p> <p>(四) 要介護4 <u>24,268単位</u></p> <p>(五) 要介護5 <u>29,399単位</u></p> <p>ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)</p> <p>(1) 要介護1 <u>5,658単位</u></p> <p>(2) 要介護2 <u>10,100単位</u></p> <p>(3) 要介護3 <u>16,769単位</u></p> <p>(4) 要介護4 <u>21,212単位</u></p> <p>(5) 要介護5 <u>25,654単位</u></p> <p>注1～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建</p>

心型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

ホ 若年性認知症利用者受入加算

800単位

イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して小規模多機能型居宅介護を行っている場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ニを算定している場合は、算定しない。

心型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(5) (略)

4 小規模多機能型居宅介護費

イ～ニ (略)

(新設)

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
 通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費(老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。)を有する病院における短期入所療養介護費を除く。)
 、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費(認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。)、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅

介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

ハ～リ (略)

ヌ 生活機能向上連携加算

(1) 生活機能向上連携加算Ⅰ

(2) 生活機能向上連携加算Ⅱ

注1 (1)について、介護支援専門員（指定地域密着型サービス基準第63条第10項に規定する介護支援専門員をいう。注2において同じ。）が、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。この注及び注2において同じ。）を作成し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づき指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテーション、指定通所リハビリテーション等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際に介護支援専門員が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした小

ホ～チ (略)
(新設)

規模多機能型居宅介護計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該小規模多機能型居宅介護計画に基づく指定小規模多機能型居宅介護を行ったときは、初回の当該指定小規模多機能型居宅介護が行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

(新設)

ル 栄養スクリーニング加算 5 単位

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準

通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ㄗ (略)

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 759単位
- (二) 要介護2 795単位
- (三) 要介護3 818単位
- (四) 要介護4 835単位
- (五) 要介護5 852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 747単位
- (二) 要介護2 782単位
- (三) 要介護3 806単位
- (四) 要介護4 822単位

ㄘ (略)

介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいづれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算(I) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の102に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算(II) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算(III) イからㄗまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数

(4)・(5) (略)

5 認知症対応型共同生活介護費

イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)

(1) 認知症対応型共同生活介護費(I)

- (一) 要介護1 759単位
- (二) 要介護2 795単位
- (三) 要介護3 818単位
- (四) 要介護4 835単位
- (五) 要介護5 852単位

(2) 認知症対応型共同生活介護費(II)

- (一) 要介護1 747単位
- (二) 要介護2 782単位
- (三) 要介護3 806単位
- (四) 要介護4 822単位

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成三十年四月一日施行（予定）】

（傍線部分は改正部分）

	改正後	改正前
別表	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表	指定地域密着型サービス介護給付費単位数表
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
イ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(I) (1月につき)
	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	(1) 訪問看護サービスを行わない場合
	(一) 要介護1	(一) 要介護1
	(二) 要介護2	(二) 要介護2
	(三) 要介護3	(三) 要介護3
	(四) 要介護4	(四) 要介護4
	(五) 要介護5	(五) 要介護5
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	(2) 訪問看護サービスを行う場合
	(一) 要介護1	(一) 要介護1
	(二) 要介護2	(二) 要介護2
	(三) 要介護3	(三) 要介護3
	(四) 要介護4	(四) 要介護4
	(五) 要介護5	(五) 要介護5
ロ	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)	定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(II) (1月につき)
	(1) 要介護1	(1) 要介護1
	(2) 要介護2	(2) 要介護2
	(3) 要介護3	(3) 要介護3
	(4) 要介護4	(4) 要介護4
	(5) 要介護5	(5) 要介護5
	注1～4 (略)	注1～4 (略)
	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建
	別表	別表
	5,666単位	5,658単位
	10,114単位	10,100単位
	16,793単位	16,769単位
	21,242単位	21,212単位
	25,690単位	25,654単位
	8,267単位	8,255単位
	12,915単位	12,897単位
	19,714単位	19,686単位
	24,302単位	24,268単位
	29,441単位	29,399単位
	5,666単位	5,658単位
	10,114単位	10,100単位
	16,793単位	16,769単位
	21,242単位	21,212単位
	25,690単位	25,654単位
	注1～4 (略)	注1～4 (略)
	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建	5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建

数の1000分の33に相当する単位数

(4)・(5) (略)

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 12,341単位
- (二) 要介護 2 17,268単位
- (三) 要介護 3 24,274単位
- (四) 要介護 4 27,531単位
- (五) 要介護 5 31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 11,119単位
- (二) 要介護 2 15,558単位
- (三) 要介護 3 21,871単位
- (四) 要介護 4 24,805単位
- (五) 要介護 5 28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 565単位
- (2) 要介護 2 632単位
- (3) 要介護 3 700単位
- (4) 要介護 4 767単位
- (5) 要介護 5 832単位

注1～4 (略)

5 イについては、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は当該サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の本事業所において、注9における届出をしている場合にあつては、サテライト体制未整備減算として、1月につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。

数の1000分の33に相当する単位数

(4)・(5) (略)

8 複合型サービス費

イ 看護小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)

(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 12,341単位
- (二) 要介護 2 17,268単位
- (三) 要介護 3 24,274単位
- (四) 要介護 4 27,531単位
- (五) 要介護 5 31,141単位

(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合

- (一) 要介護 1 11,119単位
- (二) 要介護 2 15,558単位
- (三) 要介護 3 21,871単位
- (四) 要介護 4 24,805単位
- (五) 要介護 5 28,058単位

ロ 短期利用居宅介護費 (1日につき)

- (1) 要介護 1 565単位
- (2) 要介護 2 632単位
- (3) 要介護 3 700単位
- (4) 要介護 4 767単位
- (5) 要介護 5 832単位

注1～4 (略)

(新設)

6 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している登録者に対して、通常の事業の実施地域（指定地域密着型サービス基準第182条において準用する第81条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

7～10 (略)

11 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設及び介護医療院の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

ハ・ニ (略)

ホ 若年性認知症利用者受入加算

800単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、若年性認知症利用者に対して指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、ニを算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
通所介護費、通所リハビリテーション費、短期入所生活介護費、短期入所療養介護費（老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた

(新設)

5～8 (略)

9 イについては、指定看護小規模多機能型居宅介護を利用しようとする者の主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く。）が、当該者が急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を行った場合は、当該指示の日数に、要介護状態区分が要介護1、要介護2又は要介護3である者については1日につき30単位を、要介護4である者については1日につき60単位を、要介護5である者については1日につき95単位を乗じて得た単位数を所定単位数から減算する。

ハ・ニ (略)

(新設)

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下「認知症病棟」という。）を有する病院における短期入所療養介護費を除く。）
地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防短期入所生活介護費、介護予防短期入所療養介護費（認知症病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費を除く。）、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費及び介護予防認知症対応型共同生活介護費における若年性認知症利用者受入加算の基準

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第二条第六号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

ハ 栄養スクリーニング加算

5単位
 (新設)

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、1回につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は、算定しない。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
通所介護費、通所リハビリテーション費、特定施設入居者生活介護費、地域密着型通所介護費、認知症対応型通所介護費、小規模多機能型居宅介護費、認知症対応型共同生活介護費、地域密着型

特定施設入居者生活介護費、看護小規模多機能型居宅介護費、介護予防通所リハビリテーション費、介護予防特定施設入居者生活介護費、介護予防認知症対応型通所介護費、介護予防小規模多機能型居宅介護費、介護予防認知症対応型共同生活介護費における栄養スクリーニング加算の基準
通所介護費等算定方法第一号、第二号、第五号から第九号まで、第十一号、第十六号、第十九号、第二十号から第二十二号までに規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ト 退院時共同指導加算 600単位

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居室を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）を行う場合、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。（削る）

チ 緊急時訪問看護加算 574単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している

ホ 退院時共同指導加算 600単位

注 イについては、病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の保健師、看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が退院時共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後、当該者に対する初回の訪問看護サービス（利用者の居室を訪問して行う指定地域密着型サービス基準第177条第9号に規定する看護サービス（以下「看護サービス」という。）を行う場合、当該退院又は退所につき1回（特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものをいう。以下同じ。）については2回）に限り、所定単位数を加算する。

ヘ 事業開始時支援加算 500単位

注 イについては、事業開始後1年未満の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、算定月までの間、登録者の数が登録定員（指定地域密着型サービス基準第174条第1項に規定する登録定員をいう。以下同じ。）の100分の70に満たない指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、平成30年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。

ト 緊急時訪問看護加算 540単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している

ものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う体制にある場合（訪問看護サービスを行う場合に限り。）には、1月につき所定単位数を加算する。

リ・ヌ (略)
ル 看護体制強化加算

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算Ⅰ 3,000単位
- (2) 看護体制強化加算Ⅱ 2,500単位

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。

看護小規模多機能型居宅介護費における看護体制強化加算の基準
イ 看護体制強化加算Ⅰ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、主治の医師の指示に基づき看護サービスを提供した利用者の占める割合が百分の八十以上であること。

(2) 算定日が属する月の前3月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算を算定した利用者の占める割合が百分の五十以

ものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡できる体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う場合（訪問看護サービスを行う場合に限り。）は、1月につき所定単位数を加算する。

チ・リ (略)

ヌ 訪問看護体制強化加算

2,500単位

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

上であること。

(3) 算定日が属する月の前三月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の総数のうち、特別管理加算を算定した利用者の占める割合が百分の二十以上であること。

(4) 算定日が属する月の前十二月間において、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるターミナルケア加算（複合型サービス費の又の加算をいう。）を算定した利用者が一名以上であること。

(5) 登録特定行為事業者（社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第二項において準用する同法第十九条に規定する登録特定行為事業者をいう。）又は登録喀痰吸引等事業者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六に規定する登録喀痰吸引等事業者をいう。）として届出がなされていること。

ロ 看護体制強化加算① イ(1)から(3)までに掲げる基準のすべてに適合すること。

エ 訪問体制強化加算

1,000単位

(新設)

注 イについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、登録者の居宅における生活を継続するための指定看護小規模多機能型居宅介護の提供体制を強化した場合は、訪問体制強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は次のとおり。
看護小規模多機能型居宅介護費における訪問体制強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が提供する訪問サー

ビス（指定地域密着型サービス基準第七十一条第一項に規定する訪問サービスをいい、看護サービスを除く。以下同じ。）の提供に当たると常勤の従業者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を除く。）を二名以上配置していること。

ロ 算定日が属する月における提供回数について、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所における延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所と同一建物に集合住宅（老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム、同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム若しくは同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム又は高齢者の居住の安定確保に関する法律第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅であって同項に規定する都道府県知事の登録を受けたものに限る。）を併設する場合は、登録者の総数のうち複合型サービス費のイ(1)を算定する者の占める割合が百分の五十以上であって、かつ、イ(1)を算定する登録者に対する延べ訪問回数が一月当たり二百回以上であること。

ワ・カ (略)

三 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間 (4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからカまでにより算定した単位

ル・ロ (略)

二 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が、利用者に対し、指定看護小規模多機能型居宅介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 介護職員処遇改善加算(1) イからロまでにより算定した単位

数の1000分の102に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからカまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからカまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

数の1000分の102に相当する単位数

- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅳ イからエまでにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数
- (4)・(5) (略)

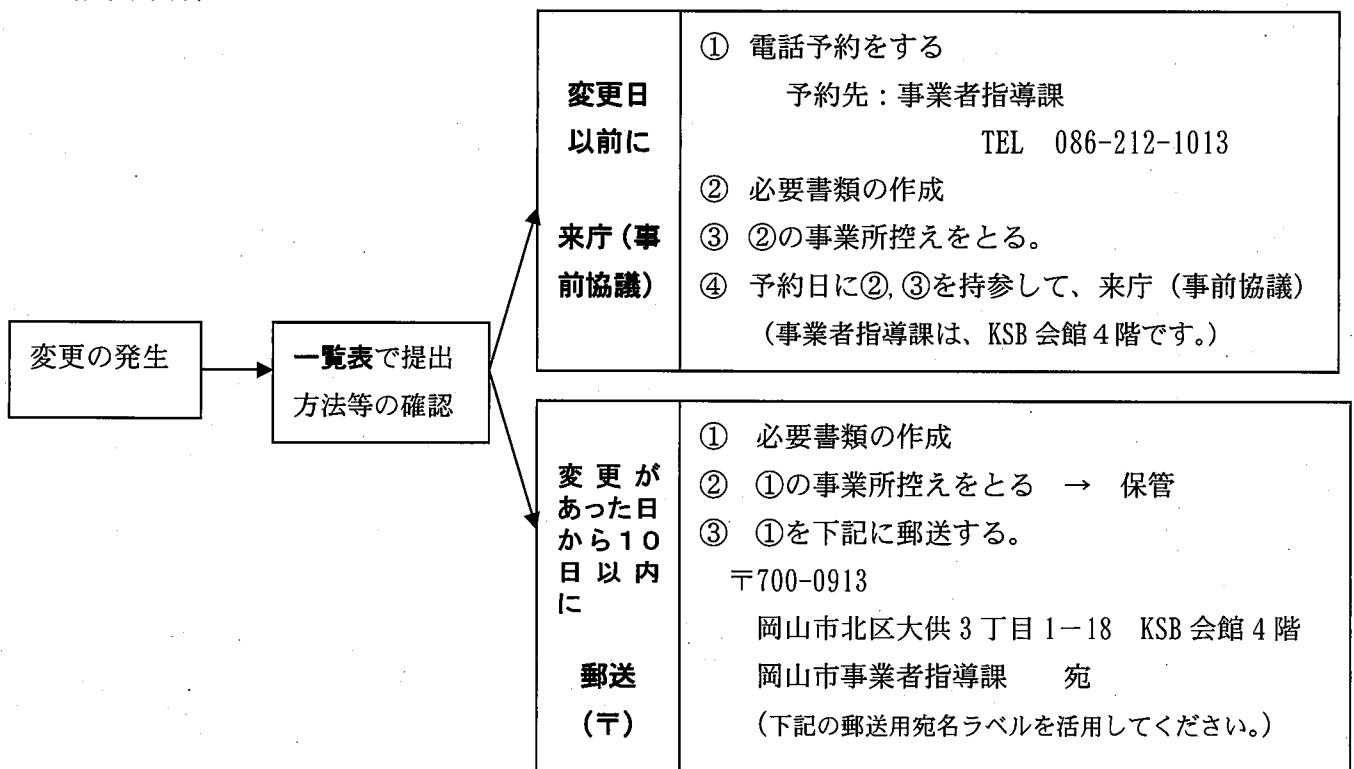
変更届（必要書類・提出方法）

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な変更事項、届出時期、必要書類、提出方法

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB 会館4階

岡山市 事業者指導課 宛

<変更届（ ）在中>

↑
サービスの種類を記載してください。

○変更の届出 【（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】

既に申請、届出している事項に変更が生じた場合、10日以内に変更の届出が必要です。

なお、変更内容（事業所の移転など重要な変更の場合）によっては、事前に岡山市（事業者指導課）と協議する必要があります。

変更の届出は、岡山市保健福祉局事業者指導課へ1部提出してください。

◆同時に複数項目の変更を届出する場合、重複する書類は省略可能です。

変更の届出が必要な事項	提出書類
<p>1. 事業所の名称 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>①変更届（様式第4号） ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）、付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③変更後の運営規程</p>
<p>2. 事業所の所在地 【関連項目】 定款等の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更の内容」欄に、変更後の郵便番号、所在地、電話番号、FAX番号を記載すること。 ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③事業所の位置図（住宅地図の写し等） ④事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び求積表 ※平面図等については、次ページの6を参照のこと。 ⑤事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、居間及び食堂、台所、宿泊室、浴室、便所、洗面設備、消防法上必要な消火設備） ※事業所の外観、居間及び食堂については、2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ⑥変更後の運営規程 ⑦事業所として使用する建物の使用権限を証明できる書類 ※自己所有の場合は、建物の登記事項証明書又登記識別情報通知等の写し等（土地は不要） ※賃貸の場合は、賃貸借契約書の写し ⑧建築物関連法令協議記録報告書</p>
<p>3. 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 【重要】 運営法人が別法人（合併を含む）になる場合には、変更届ではなく、廃止届と新規指定申請になります。</p>	<p>①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。</p>
<p>4. 代表者の氏名、生年月日、住所及び職名</p>	<p>①変更届（様式第4号） ②申請者の登記事項証明書等 ③誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ④開設者研修修了証明書 ⑤役員等名簿 ※代表者の住所変更のみの場合は②～④は不要。</p>

○変更の届出

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
5. 申請者の定款、寄附行為等及び登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る）	①変更届（様式第4号） ②申請者の定款又は寄附行為等（原本証明が必要） ③申請者の登記事項証明書又は条例等 ※申請者が市等の場合は事業所の設置条例等、指定管理者の場合は指定管理協定書（原本証明が必要）を添付。
6. 事業所の平面図（レイアウト、専用区画）及び設備の概要	※事前協議が必要 ①変更届（様式第4号） ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③事業所の平面図（各室の用途を明示すること）及び 求積表 ※図面は、寸法を正確に記載したものを作成し、 居間及び食堂、宿泊室については、その範囲と面積（内法）、その算出根拠となる計算式を記載すること。 その際、（看護）小規模多機能型居宅介護の提供に必要なもの等（押入れ、床の間、廊下、柱、造り付けの家具等）の面積は除外すること。（居間及び食堂は通いサービスの利用定員が15人を超える場合内法面積で定員×3㎡以上、宿泊室は1人当たり7.43㎡以上必要） ④事業所の写真（外観、事業所の出入口部分、居間及び食堂、台所、宿泊室、浴室、便所、洗面設備） ※事業所の外観、居間及び食堂については、2方向以上、A4用紙に貼付のこと。 ⑤設備・備品等写真（消防法上必要な消火設備等）
7. 事業所の管理者の氏名生年月日、住所及び経歴	①変更届（様式第4号） ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③管理者経歴書（参考様式2） ④3年以上の実務経験証明書（参考様式2-1）または看護小規模多機能型居宅介護の場合資格証（保健師もしくは看護師）の写し ⑤実践者研修・管理者研修修了証の写し（（看護小規模多機能型居宅介護で④の保健師もしくは看護師の場合は不要） ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※夜勤者及び宿直者（夜間の訪問サービスへの対応職員）がわかるように記載すること） ⑦雇用契約書、辞令又は労働条件通知書等の写し ⑧誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ⑨組織体制図（法人内に兼務がある場合） ⑩役員等名簿 ※管理者の改姓又は住所変更のみの場合は④～⑨は不要。
8. 計画作成担当者の追加・交代	①変更届（様式第4号） ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③計画作成担当者経歴書（参考様式2） ④2年以上の実務経験証明書（参考様式2-1） ⑤実践者研修・計画作成研修修了証の写し ⑥資格証の写し ⑦介護支援専門員一覧（参考様式10） ⑧従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※夜勤者及び宿直者（夜間の訪問サービスへの対応職員）がわかるように記載すること） ⑨雇用契約書、辞令又は労働条件通知書等の写し ⑩運営規程（計画作成担当者の員数の増減がある場合）

○変更の届出

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護】つづき

変更の届出が必要な事項	提出書類
<p>9. 運営規程</p>	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ※記載事項に変更がある場合のみ添付。 ③変更後の運営規程</p> <p>【定員変更の場合④、⑤も添付すること】 ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《変更月のもの》 ※変更後の運営に支障がない従業者を配置すること。 ⑤資格証等の写し（管理者・介護職員を除く）</p>
<p>10. 協力（歯科）医療機関・連携介護保険施設等との契約・連携体制の内容</p>	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」及び「変更後」欄に変更内容を記載するか、別紙（変更内容を記載）を添付すること。 ②付表3-1（小規模多機能型居宅介護）付表8-1（看護小規模多機能型居宅介護） ③内容のわかる書類（協力（歯科）医療機関等との契約書の写し等）</p>
<p>11. 役員の氏名、生年月日及び住所</p> <p>【関連項目】 営利法人等で登記事項証明書の記載にも変更がある場合、5を参照してください。</p>	<p>①変更届（様式第4号） ※変更届の「変更前」欄に退任した役員の氏名を、「変更後」欄に就任した役員の氏名を記載すること。 ②役員等名簿 ※変更（就・退任）のあった役員のための記載でも可。 ③誓約書（（地域密着型サービス（9-1）又は地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービス（9-2）） ※役員の改姓、住所変更又は役員の退任のみの場合は③は不要。</p>

※その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

体制届 (必要書類・提出方法)

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算(減算)の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出時期

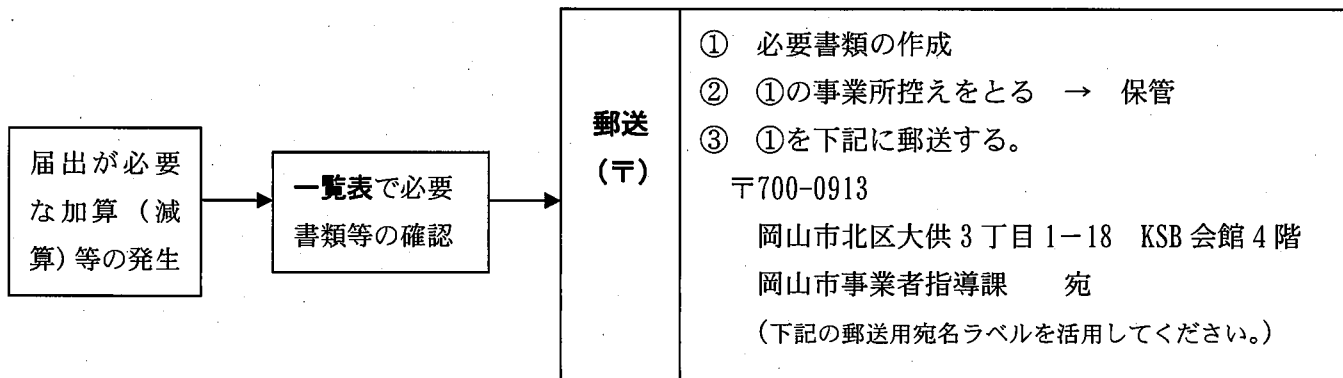
算定開始月の前月 15 日(閉庁日の場合は翌開庁日)が締切りです。

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、届出が 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

(注) 介護職員処遇改善加算については、前々月末日が締切りとなりますので御注意ください。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 事業者指導課 宛

<体制届 ()在中>

サービスの種類を記載してください。

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出

【(介護予防)小規模多機能型居宅介護】

次の内容の加算(減算)等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
人員欠如による減算 (減算の解消)	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに岡山市に連絡してください。
短期利用居宅介護費の算定	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④運営規程 ※短期利用型を行う旨を記載していること。
看護職員配置加算 (I)(II)(III) 小規模多機能型居宅介護のみ	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(看護職員の配置時間を明記) ⑤看護職員の資格証の写し
看取り連携体制加算 (小規模多機能型居宅介護のみ) 看護職員配置加算(I)を算定していること	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤看取り期における対応方針
訪問体制強化加算 (小規模多機能型居宅介護のみ)	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》
総合マネジメント体制強化加算	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
サービス提供体制強化加算(加算Iイ、加算Iロ、加算II、加算III) 研修計画は、事業所のすべての介護従業者に対し、従業者ごとに個別具体的に作成したものを添付すること ※毎年度確認が必要	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-10) ⑤サービス提供体制強化加算に関する確認書(別紙12-10付表) ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの》 ⑦加算対象となる従業者の資格証等の写し ※加算(Iイ)、(Iロ)を算定する場合に添付。 ⑧サービス提供体制強化加算に係る勤続年数3年以上の者の状況(市様式13) ※加算(III)を算定する場合に添付 ⑨研修計画

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出【(介護予防)小規模多機能型居宅介護】つづき

加算等	提出書類
若年性認知症利用者受入 加算 (平成30年度より)	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
介護職員処遇改善加算 ※届出期限(加算算定開始月の前々月末日)に注意	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④介護職員処遇改善加算届出書等 ※添付書類については、別途「介護職員処遇改善加算の算定について(お知らせ)」を参照してください。
加算等の取り下げ	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算等の要件を満たしていた最終月のもの》 ※従業者の要件がある加算等の取り下げの場合のみ添付。

- ※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 本体事業所からサテライト事業所、サテライト事業所から本体事業所への変更は、体制届(①～③)の提出となります。事前にご連絡ください。
- ※4 その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

体制届 (必要書類・提出方法)

※届出用紙は、事業者指導課のホームページからダウンロードできます。

1 届出が必要な加算(減算)の内容、必要書類

⇒ 次ページの一覧表で確認してください。

2 届出時期

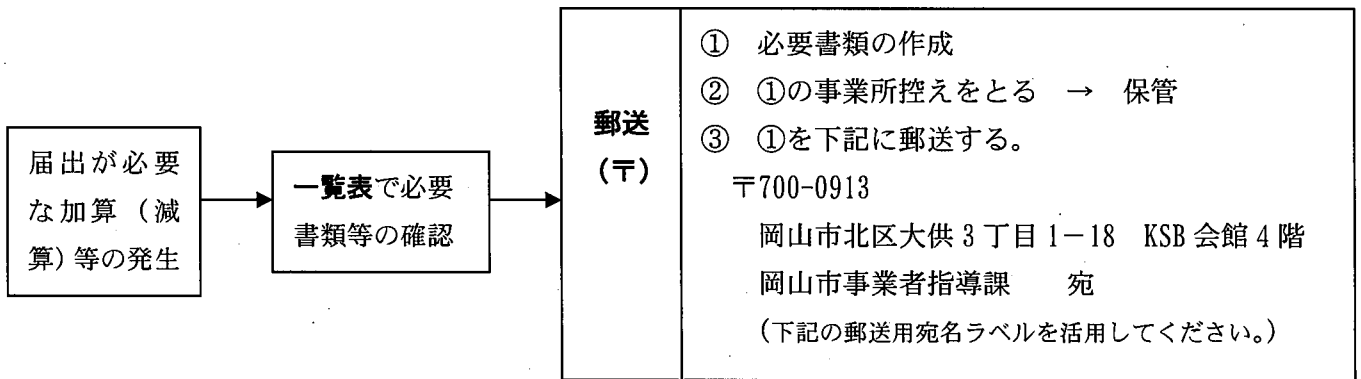
算定開始月の前月 15 日(閉庁日の場合は翌開庁日)が締切りです。

届出に係る加算等(算定される単位数が増えるものに限る。)については、届出が 15 日以前になされた場合には翌月から、16 日以降になされた場合には翌々月から、算定開始となります。

事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかにその旨の届出が必要です。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定はできません。

(注) 介護職員処遇改善加算については、前々月末日が締切りとなりますので御注意ください。

3 届出手順



郵送用宛名ラベル ※こちらをコピーの上、使用されると便利です。

〒 700-0913

岡山市北区大供3丁目1-18 KSB会館4階

岡山市 事業者指導課 宛

<体制届 ()在中>

サービスの種類を記載してください。

○介護報酬算定に係る体制等に関する届出

【看護小規模多機能型居宅介護】

次の内容の加算（減算）等を算定しようとする場合は、事前に岡山市への届出が必要です。
届出をしていないと、サービスを提供しても報酬が支払われませんのでご注意ください。

加算等	提出書類
人員欠如による減算 （減算の解消）	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《人員欠如が生じた月のもの》 《人員欠如が解消した場合は解消した月のもの》 ※従業者に欠員が生じている状態が継続する場合には、速やかに岡山市に連絡してください。
短期利用居宅介護費の算定	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④運営規程※短期利用型を行う旨を記載していること。
訪問看護体制減算	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④訪問看護体制に係る届出書（別紙8-3）
緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④緊急時訪問看護加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書（別紙8-1）
看護体制強化加算 （Ⅰ）（Ⅱ） （平成30年度より） 検討中	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》 ⑤看護職員の資格証の写し
訪問体制強化加算 （平成30年度より）	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《加算算定開始月のもの》
サービス提供体制強化加算（加算Ⅰイ、加算Ⅰロ、加算Ⅱ、加算Ⅲ） 研修計画は、事業所のすべての介護従業者に対し、従業者ごとに個別具体的に作成したものを添付すること ※毎年度確認が必要	①変更届（様式第4号） ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（地域密着型サービス事業者用） ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1-3） ④サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙12-13） ⑤サービス提供体制強化加算に関する確認書（別紙12-13付表） ⑥従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表《届出月の前月のもの》 ⑦加算対象となる従業者の資格証等の写し ※加算（Ⅰイ）（Ⅰロ）を算定する場合に添付 ⑧サービス提供体制強化加算に係る勤続年数3年以上の者の状況（市様式13）※加算（Ⅲ）を算定する場合に添付 ⑨研修計画

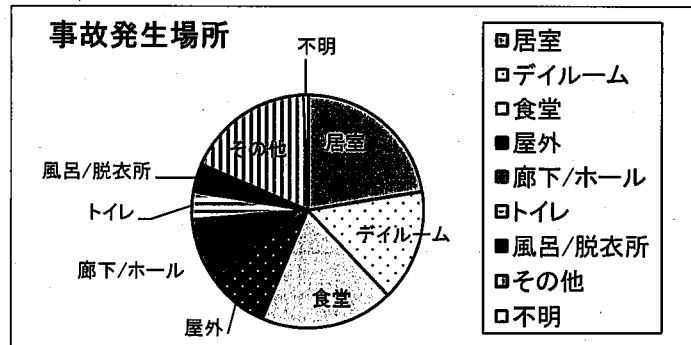
○介護報酬算定に係る体制等に関する届出 【看護小規模多機能型居宅介護】 つづき

加算等	提出書類
若年性認知症利用者受入加算 (平成30年度より)	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
総合マネジメント体制強化加算	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3)
介護職員処遇改善加算 ※届出期限(加算算定開始月の前々月末日)に注意	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④介護職員処遇改善加算届出書等 ※添付書類については、別途「介護職員処遇改善加算の算定について(お知らせ)」を参照してください。
加算等の取り下げ	①変更届(様式第4号) ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス事業者用) ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(別紙1-3) ④従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算等の要件を満たしていた最終月のもの) ※従業者の要件がある加算等の取り下げの場合のみ添付。

- ※1 加算等の取り下げとは、事業所として加算等の要件を満たさなかった場合を指します。
- ※2 加算等の追加・取り下げの場合は、各事業所において、重要事項説明書に加算項目の追加・削除を行ってください。
- ※3 本体事業所からサテライト事業所、サテライト事業所から本体事業所への変更は、体制届(①～③)の提出となります。事前にご連絡ください。
- ※4 その他確認が必要な書類の提出をお願いする場合があります。

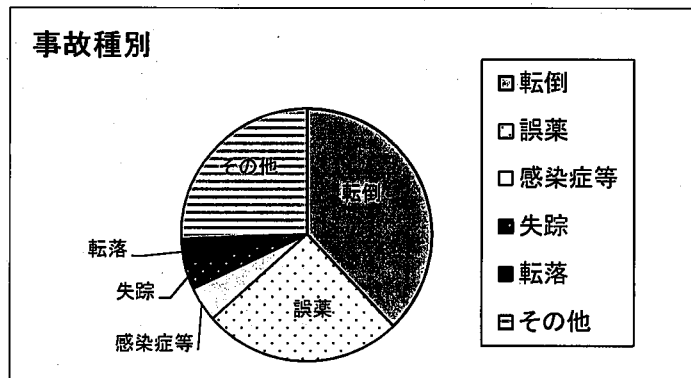
事故発生場所

発生場所	件数	割合
居室	35	22%
デイルーム	24	15%
食堂	29	19%
屋外	13	8%
廊下/ホール	14	9%
トイレ	6	4%
風呂/脱衣所	6	4%
その他	28	18%
不明	1	1%
合計	156	100%



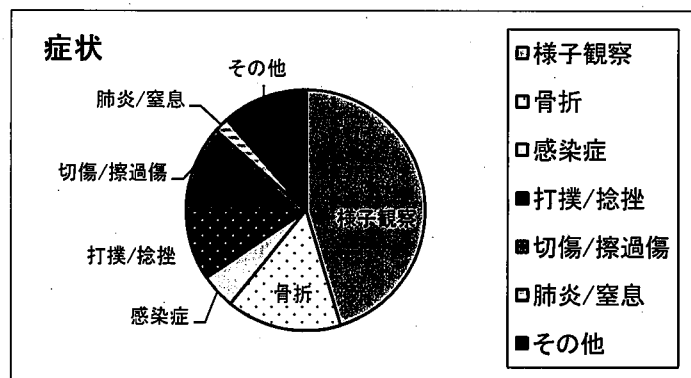
事故種別

事故種別	件数	割合
転倒	59	38%
誤薬	40	26%
感染症等	7	4%
失踪	5	3%
転落	5	3%
その他	40	26%
合計	156	100%



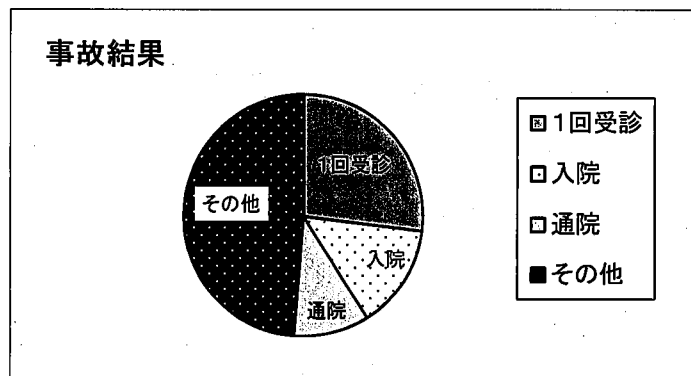
症状

症状	件数	割合
様子観察	75	43%
骨折	23	15%
感染症	7	4%
打撲/捻挫	14	9%
切傷/擦過傷	17	11%
肺炎/窒息	3	2%
その他	17	11%
合計	156	100%



事故結果

事故結果	件数	割合
1回受診	42	27%
入院	22	14%
通院	16	10%
その他	76	49%
合計	156	100%



平成 30 年度指定居宅介護等基準条例の主な改正点

(小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護関係部分抜粋)

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護における、居宅サービス計画の作成については、岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等定める条例第 9 5 条第 2 項の規定に基づき作成する。

(参考)

岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員・設備及び運営に関する基準等定める条例

(居宅サービス計画の作成)

第 9 5 条第 2 項

介護支援専門員は、前項に規定する居宅サービス計画の作成にあたっては、指定居宅介護等基準条例第 1 6 号各号に掲げる具体的取扱方針に沿って行うものとする。

- ① 居宅サービス事業者から提供を受けた利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報を主治の医師等に提供すること。(※) (基準条例第 16 条第 13 号の 2)
- ② 主治の医師等に医療系サービスの位置付け等の意見を求めたときは、居宅サービス計画を交付すること。(※) (基準条例第 16 条第 19 号の 2)
- ③ 生活援助中心型の訪問回数が多い利用者の居宅サービス計画を市町村に提出する制度の開始。
(基準条例第 16 条第 18 号の 2 附則 1 で平成 30 年 10 月から実施)
厚生労働省が 4 月に詳細を示す予定、その後、岡山市の担当部署、手順等を通知します。
- ④ 末期の悪性腫瘍の利用者の場合、主治の医師等の意見を勘案してサービス担当者会議を省略できる。
(※) (基準条例第 16 条第 9 号)

事 務 連 絡

平成18年12月12日

(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者 各位

岡山市介護保険課長

居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の取扱いについて

このことについて、(介護予防)小規模多機能型居宅介護を利用するにあたっては、利用者若しくは事業者が各福祉事務所へ標記届出書の提出をされているかと思えます。

つきましては、これまでの取扱いに加え、下記事項にご留意いただき、併せて利用者の方々へご周知くださいますようお願いいたします。

記

新たに届出書が必要な場合

* (介護予防)小規模多機能型居宅介護利用者が認定更新の結果、

①要支援→要介護

②要介護→要支援

となった場合には、改めて居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書の提出が必要となります。

(新たに届出書が必要な理由)

現行の国保連合会システムの仕様上、介護給付並びに予防給付の識別ができず、届出のないまま介護報酬を請求するとエラーとなり返戻となってしまうため。

福祉用具貸与に係る「要介護認定基本調査項目確認書」の様式変更について

1. 福祉用具貸与に係る「要介護認定基本調査項目確認書」の様式変更について（様式1）

軽度者（要支援者、要介護1）に対する福祉用具貸与を行う場合の、福祉用具貸与事業者へ提出する「要介護認定基本調査項目確認書」の様式を、平成30年4月から変更します。

（参考）岡山市における軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に係る確認手続きについて（抜粋）

7 福祉用具貸与の実施

- (1) ケアマネジャー等はケアプラン（介護予防ケアプラン）を確定し、利用者に説明した上で同意を得て当該ケアプランを交付する。
- (2) ケアマネジャー等は（介護予防）福祉用具貸与事業所にケアプラン（介護予防ケアプラン）を交付するとともに、岡山市から入手した調査票を基に作成した福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書（当該軽度者から同意を得ている場合に限る）、岡山市から通知された保険給付開始日、福祉用具の種類等、貸与に必要な情報を提供する。
- (3) 福祉用具貸与事業所等は利用者の状態像に適した福祉用具を保険対象として貸与する。
- (4) 福祉用具貸与実施後は、ケアマネジャー等がモニタリング・介護予防ケアプランの評価等によって、その必要性を見直し、その結果を記録する。
 - ・ケアマネジメントの結果、不要となれば「貸与中止」とする。
 - ・「種目追加」が必要となれば、再度「確認届出書」を提出する。

※事後に行われた岡山市の実地指導及び監査等によって、適切に給付が行われていないことが判明した場合は保険給付の返還対象となる。

2. 介護給付費通知についての変更点

これまで高額介護サービス費申請勸奨付きの介護給付費通知でしたが、平成30年分から介護給付費の内容のみを利用者に通知します。（高額介護サービス費申請対象者には、その旨を別途通知します。）

また、給付費の内容は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」）の介護予防訪問（通所）サービス・生活支援訪問（通所）サービス分を含み、平成30年10月以降は、福祉用具の平均貸与価格等を表示予定です。

お問い合わせ先
岡山市介護保険課 電話 086-803-1241

軽度者の福祉用具貸与に係る要介護認定基本調査項目確認書

指定福祉用具貸与事業所

様

居宅介護（介護予防）支援事業所名 _____

管理者名 _____

印

計画作成担当者名 _____

印

この確認書に記載された事項について、当該被保険者に係る「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成12年厚生省告示第91号）別表第1の調査票の基本調査の結果と相違ありません。

1. 被保険者

被保険者番号			
被保険者氏名	生年月日	明治・大正・昭和	
		年	月 日
認定有効期間	年 月 日	～	年 月 日
要介護度	認定調査実施日	年 月 日	

2. 証明する基本調査項目

貸与品目	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
<input type="checkbox"/> 車いす及び車いす付属品	<input type="checkbox"/> 基本調査 1-7 が「できない」 <input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者
<input type="checkbox"/> 特殊寝台及び特殊寝台付属品	<input type="checkbox"/> 基本調査 1-3 が「できない」 <input type="checkbox"/> 基本調査 1-4 が「できない」
<input type="checkbox"/> 床ずれ防止用具及び体位変換器	<input type="checkbox"/> 基本調査 1-3 が「できない」
<input type="checkbox"/> 認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/> 基本調査 3-1 が「できる」以外 <input type="checkbox"/> 基本調査 3-2～3-7 いずれか「できない」 「できない」： <input type="checkbox"/> 3-2 <input type="checkbox"/> 3-3 <input type="checkbox"/> 3-4 <input type="checkbox"/> 3-5 <input type="checkbox"/> 3-6 <input type="checkbox"/> 3-7 <input type="checkbox"/> 基本調査 3-8～4-15 いずれか「ない」以外 「ない」以外： <input type="checkbox"/> 3-8 <input type="checkbox"/> 3-9 <input type="checkbox"/> 4-1 <input type="checkbox"/> 4-2 <input type="checkbox"/> 4-3 <input type="checkbox"/> 4-4 <input type="checkbox"/> 4-5 <input type="checkbox"/> 4-6 <input type="checkbox"/> 4-7 <input type="checkbox"/> 4-8 <input type="checkbox"/> 4-9 <input type="checkbox"/> 4-10 <input type="checkbox"/> 4-11 <input type="checkbox"/> 4-12 <input type="checkbox"/> 4-13 <input type="checkbox"/> 4-14 <input type="checkbox"/> 4-15 <input type="checkbox"/> その他、主治医意見書において、認知症の症状のある旨が記載されている。 <input type="checkbox"/> 基本調査 2-2 が「全介助」以外
<input type="checkbox"/> 移動用リフト（つり具の部分を除く）	<input type="checkbox"/> 基本調査 1-8 が「できない」 <input type="checkbox"/> 基本調査 2-1 が「一部介助」又は「全介助」 <input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要と認められる者
<input type="checkbox"/> 自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引するものを除く）	<input type="checkbox"/> 基本調査 2-1 が「全介助」 <input type="checkbox"/> 基本調査 2-6 が「全介助」

該当する項目の□にチェックを記入すること。

3. 遵守事項

- ・本資料は、福祉用具貸与の基礎資料とし、それ以外の目的には使用できません。
- ・提供を受けた本資料は第三者へ漏洩することがないよう厳重に保管し、紛失破損しないように適正な管理を行ってください。